



こんにちは 地域包括支援センターです。

地域包括支援センターは開設から8年目を迎えました。この間、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が、高齢者に関する相談を受けています。

平成25年度に地域包括支援センターが取り組む主な事業を紹介します。

■問い合わせ／地域包括支援センター（☎485-1515）

1. 「あんしんネットワーク事業」に取り組みます。

本町においても年々高齢化が進み、約10人に3人の方が65歳以上となります。また、認知症による徘徊高齢者の増加や高齢者虐待に関わる相談も増加してきています。

「孤独死」が全国的な社会問題となっており、皆さんが住み慣れた地域で安心して住み続けられるための「地域包括ケアシステム」の構築や認知症徘徊高齢者などの早期発見、支援を目的とした「SOSネットワーク」のシステム構築、皆さんの「認知症」に関する理解を深めていただくための取り組み、高齢者虐待の予防や地域での早期発見・見守りを目的とした「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築が求められています。

既に各町内会・地域会では、高齢者の方々の「見守り」の取り組みが進められておりますが、今後高齢化が進行することが予想される中で、町内会・地域会や関係機関と行政が連携し、一体となった地域での見守り体制、ネットワーク体制を構築する取り組みの推進が必要不可欠です。

本町では、総合的なネットワークの中で認知症や高齢者虐待などの課題に対応できるよう「あんしんネットワーク事業」の取り組みを進めることとしました。

標茶町自治会連合会や標茶町社会福祉協議会、町内事業所などの関係機関の皆さんと連絡会議を開催する予定です。

また、秋にも認知症に対する理解を深めていただくための研修会を開催する予定です。具体的な日程が決まり次第、再度お知らせします。

2. 「市民後見人養成講座」を開催します。

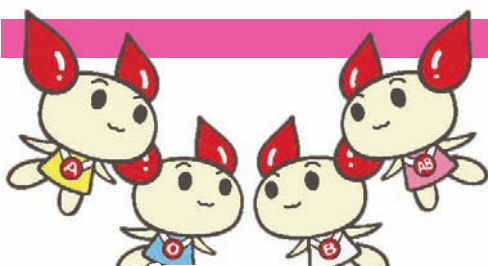
認知症により物事の正しい判断が難しくなってきた高齢者の方が増加しており、その方の財産管理や生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行う権利擁護の充実が必要です。

権利擁護の重要な柱である「成年後見制度」は、平成12年に始まり、現在では全国的に制度に対する理解が進んでいますが、町内には、成年後見制度を利用することになった場合に本人に代わり福祉サービスの利用契約や金銭管理を行う弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が不足しています。

弁護士などの専門職以外の皆さんに必要な知識を習得していただき、権利擁護の担い手となっただけの「市民後見人」の育成が進められ、北海道でも、来年度までに全道で1,200人の「市民後見人」の養成を目指し、市民後見人養成推進事業に取り組んでいます。

本町も、高齢者の権利擁護を推進するため、北海道と共催し弟子屈町と合同で「市民後見人養成講座」に取り組むこととなりました。

「市民後見人養成講座」は全50時間の受講となり、25歳以上の方であれば、専門的資格がない方でも受講可能です。具体的な開催日程については、今後、北海道との協議により決定しますので、決定しましたら広報しべちゃなどでお知らせしますので、福祉に関心のある方は、ぜひ参加してください。



血液が不足しています

思いやりと健康を 献血で贈ります

献血にご協力ください

■実施月日／5月7日(火)

■場所・時間／

○役場前…午前10時～正午

○フクハラ標茶店前…午後1時30分～3時

○開発センター前…午後3時30分～4時30分

献血をした方には、後日、血液センターから血液検査結果が送られますので、健康チェックに役立ててください。

※平成23年4月1日から、採血基準の改正により、これまで男女ともに18歳以上の方をお願いしていた400ml献血について、男性の方に限り17歳の方にもご協力いただけるようになりました。

生活豆知識

消費生活センターとは?

① 

質問
消費生活センターはどのようなところですか？

回答
消費生活センターは、消費者保護を目的とした都道府県・市町村（特別区を含む）の行政機関です。

名称などは自治体によって異なりますが、規模や体制、地域の実状に合わせて、主に下記の仕事を行っています。場所は、役所の中や駅近くの施設など、比較的市民が立ち寄りやすいところにあります。

主な仕事
〔消費生活相談〕

衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、問題解決のお手伝いをします。

〔情報提供・啓発活動〕

消費者被害の未然防止のため、あるいは、暮らしに役立つための情報を、各種パンフ

レットや資料などを通じて提供します。また、多くの消費生活センターは専用のホームページを持っていきます。

国民生活センターホームページ「地方公共団体の消費者情報」(http://www.kokusen.go.jp/link/_pref.html)

このほか、暮らしのなかで知っておきたい苦情相談の事例や身の回りの事柄などをテーマとした講座の開催などの啓発活動も行っています。

〔その他〕

日常使っている生活用品や食品の品質・性能について、商品テストを行うセンターも一部にあります。

※消費生活センターの最近の主な仕事は、国民生活センターのメールマガジン「生活ニューネットマガジン」(<http://www.kokusen.go.jp/magazine/index.html>)でもお知らせしています。

質問

消費生活センターに相談すると、どのようなことをしてくれるのですか？

回答

消費生活センターでは、専門の相談員が公正な立場で苦情や相談を主に電話で受けて

います。

たとえば、「突然やってきた業者と高額な浄水器の契約をしたがやめたい」「注文していない商品が送られてきた」「クリーニングに出した服を紛失された」など、事業者と商品やサービスにかかわるトラブルが生じた場合は、問題解決に向けての情報の提供や助言を行います。自主交渉では解決が困難な場合には、消費生活センターが業者との斡旋を行います。



このほか、「畳の手入れについて教えて欲しい」「引越し業者を選ぶコツは」などの、暮らしの疑問についてもアドバイスを行っています。

「困ったな」と思ったときには、1人で悩まずお気軽に左記相談窓口へ問い合わせください。

■相談窓口

- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎4851-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター
(☎0154-2413000)

狂犬病 予防注射

飼い犬には、役場への登録や毎年5月に実施される狂犬病予防注射の登録が義務付けられています。狂犬病の人体への感染は犬に噛まれて感染する事例が多く、発症後の有効な治療法は存在していません。町内で犬を飼われている方には、後日予防注射の案内が届きますので、忘れずに受けさせましょう。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口）
☎4851-2111 内線1251

野外焼却はやめましょう

本町では町内全域でごみの収集を行っています。ごみの野外焼却による苦情が周辺住民から来ております。ごみの野外焼却は原則禁止されています。ごみの野外焼却は原則禁止されています。ごみの野外焼却は原則禁止されています。



ごみの野外焼却は原則禁止されています。ごみの野外焼却は原則禁止されています。ごみの野外焼却は原則禁止されています。

ビンのリサイクル

近頃、びん類が「資源ごみ」ではなく『もやせないごみ』として出されるが多くなっています。基本的に、油や薬以外のびんはリサイクルでき、化粧品などのびんもリサイクルできます。ごみとして無駄にするのではなく、資源として有効活用するために、びんを出す際には水で中を軽くすすぎ、乾かしてから透明か半透明の袋に入れて『資源ごみ』として出しましょう。



大型連休のごみの収集・受け入れについて

大型連休中の5月3・4日はごみの収集、クリーンセンターでの受け入れはお休みです。

